

“今より素敵な地域をつくりたい”という想いを

もつ市民のチャレンジを応援します！



R 7 年 度

# ど ん ぐ り 基 金 チ ャ レ ン ジ 応 援 事 業

“想いを実現したい”18歳以上の小山市民であれば誰でもOK！

ただし、過去に本事業の助成を受けたことがないことが条件です。

多くの小山市民が“いいね”と思える地域福祉事業なら対象や分野は問いません。

“想いはあるけど、どうすればよいの分からない”という方もお気軽にご相談ください。

## 申 込 期 間

※先着5組様で締め切りとさせていただきます

令和7年 9月1日(月)～

令和7年 9月30日(火)

## 助 成 金

活動実績がある方…上限 30万円

活動実績がない方…上限 10万円

## 申 込 手 順

“Donguri-challenge” connect with social welfare

1

### 計 画 ・ 申 込

やりたいこと、やりたい理由、予算と目標金額、スケジュールなどを計画し、お申し込みください。

※申込み方法は裏面をご参照ください。

2

### 面 談 ・ 審 査

まずは、いただいた申込書を元にお話をお伺いします。  
あなたの想いをお聞かせください。  
その後、チャレンジ事業を審査します。

3

### 活 動 開 始

審査を通過した方に「どんぐり基金」から助成金をお渡しします。また、市社協とカゼトツチの協働で、活動される方をサポートします。

4

### 実 施 報 告

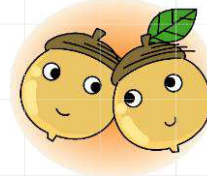
事業を実施した後、実施結果を教えてください。  
皆さんの取り組みはホームページで広くご紹介します。



詳細は裏面をご覧ください

## 1 助 成 目 的

小山市社会福祉協議会では「地域福祉の推進」と「新たな担い手の発掘」を目的として、地域福祉活動のための活動費を助成します。  
この助成金の財源は「どんぐり基金」として市民の皆様からお預かりした寄付金です。



## 2 対象となる個人・団体

次のすべての要件を満たす個人・団体とします。

- ・18歳以上の小山市民であること（団体の場合は、代表者が18歳以上の小山市民であること）
- ・過去に本事業の助成を受けたことがないこと

## 3 対象となる事業

多くの小山市民が“いいね”と思える地域福祉事業であり、以下の条件に当てはまるものとします

- ・宗教的、政治的なものでないこと
- ・法令的に違反するまたは公序良俗に反するものでないこと
- ・営利を目的としていないこと
- ・地域福祉の推進に資するものであること（福祉要素のない事業は対象外）
- ・施設整備や物品の購入のみではない事業
- ・広く小山市民を対象とし、主たる事業の実施場所が小山市内であること（特定の個人、団体の会員のみを対象とした事業は対象外）
- ・新規性、発展性があること
- ・令和8年3月31日までに完了する事業であること
- ・行政や他団体から補助、委託、資金援助を受けていない事業であること
- ・小山市社会福祉協議会の求めに応じて、面談および事業の途中経過、実施結果の報告ができる

## 4 助 成 対 象 経 費

※領収書の有効日付

助成決定日～令和8年3月31日（火）

- ・諸謝金
- ・器具消耗品費
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・賃借料
- ・保険料
- ・旅費交通費
- ・その他助成対象事業に特に必要と認められる費用

※次の経費は助成の対象外となります

- ・1点で5万円を超える備品の購入
- ・修繕費

## 5 申 込 み ・ 助 成 手 続 き

申 込 み

ホームページ (<https://oyama-syakyo.or.jp/news/>) から申込書類をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ添付書類と併せてメールでの送付、または郵送等の方法でご申請ください。

選 考 方 法  
選 考 結 果

選考は、申請者（団体）とのヒアリングのうえ、右記の選考基準にもとづき、申請後1か月以内に決定します。  
結果は申請者（代表者）のご自宅に郵送します。  
なお、選考の過程及び内容についてはお伝えいたしません。

選  
考  
基  
準

- ・地域への事業効果、影響力
- ・事業の具体性、実現性
- ・事業の新規性、発展性
- ・小山市社会福祉協議会との連携

助 成 金 交 付

選考結果の通知後、3週間以内に申請者名義（団体の場合は代表者または団体名義）の預貯金口座へ振り込みます。

報 告 書 提 出

事業終了後1か月以内に「事業実施報告書」および「助成金使途内訳書」（申請者または団体名の領収書添付）を小山市社会福祉協議会へ提出していただきます。  
翌年度のどんぐり基金助成制度説明会における事業実施報告会へも参加していただきます。

※ 助成対象事業の変更・中止により申請内容に大きな相違が生じた場合には助成金を返金していただきます。

申 込 み  
問 合 せ

小山市社会福祉協議会

住所：小山市中央町2-2-21

電話：0285-22-9501（8:30～17:15 土日祝除く）

ご不明な点等ございましたら

お気軽にお問い合わせください。